

佐賀県ファシリティマネジメント基本方針

～佐賀県公共施設等総合管理計画～

概 要 版

平成27年10月

佐 賀 県

はじめに

策定の目的

質の高い行政サービスを将来にわたり、持続的に提供していくため、経営的な視点から県有財産の総合的かつ長期的な管理・活用を図る。

対象とする財産の範囲

県が保有する全ての土地、建物、設備等いわゆるハコモノ（一般財産）のほか、道路、橋りょう等全てのインフラ（公営企業を含む）とする。

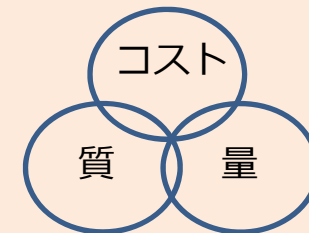
基本方針の位置付け

佐賀県行財政運営計画2015に掲げる県有財産の総合的かつ長期的な管理運営の取組を具体的に進めるための基本的な考え方や取組項目を取りまとめたもの。

※ファシリティマネジメントについて

ファシリティマネジメント（FM）とは

資産（土地、建物、設備等）を経営資源ととらえ、総合的かつ長期的な視点に立ち、コストや利便性の最適化を図りながら、資産を企画、管理、活用する経営管理方式です。



本県では、様々な課題に対し、資産を経営資源としてとらえ、将来にわたって県民に対する行政サービスの向上等を図るため、経営的な視点を重視するファシリティマネジメント（以下、「FM」）を導入し、県有財産の総合的かつ長期的な管理運営を推進します。

期待される導入効果

★県有財産の質・量の適正化、社会ニーズへの柔軟な対応の実現

- ・・・安全性に配慮した施設等の長寿命化の実現
- ・・・市町のまちづくりの視点に配慮した公共施設の配置
- ・・・県有財産の総量の適正化 (ほか)

★保全等関連コストの削減・平準化（財政負担の軽減）。

- ・・・施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減
- ・・・長期的視点に立った効果的な予算執行の実現（平準化） (ほか)

I 現状と課題

財産と老朽化の状況

行政財産と普通財産の状況

平成26年3月31日現在「公有財産台帳」

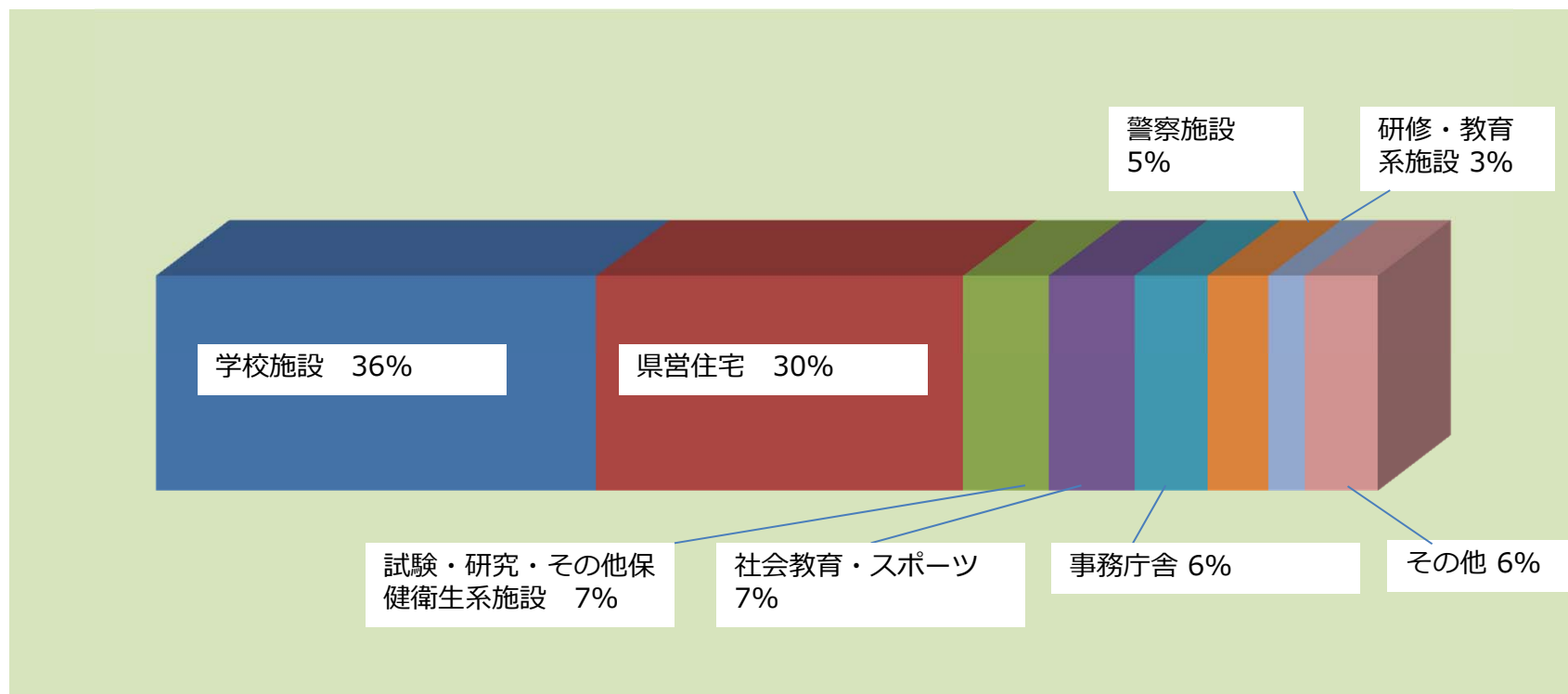
区分				土地面積 (㎡)	構成比 (%)	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	
行政財産	公用	庁舎	知事部局	3,878,383.81	12.5%	212,133.41	14.2%	
			警察本部	235,554.19	0.8%	71,880.06	4.8%	
		その他	知事部局	18,993,051.86	61.2%	2,067.21	0.1%	
			教育庁	9,129.00	0.0%	1,760.46	0.1%	
			警察本部	3,603.14	0.0%	922.76	0.1%	
		公共用	知事部局	公営住宅	658,907.02	2.1%	418,628.68	28.1%
	公園			1,688,358.02	5.4%	16,388.04	1.1%	
	その他			1,472,492.71	4.7%	173,729.57	11.7%	
	教育庁		学校	3,055,504.96	9.8%	510,015.52	34.2%	
	計				29,994,984.71	96.7%	1,407,525.71	94.5%
	普通財産	雑種財産			904,557.50	2.9%	25,534.09	1.7%
知事部局(宿舎、宿泊施設)			32,739.62	0.1%	15,513.70	1.0%		
教育庁(宿舎)			11,043.01	0.0%	3,428.09	0.2%		
警察本部(宿舎)			84,845.01	0.3%	37,921.49	2.5%		
計				1,033,185.14	3.3%	82,397.37	5.5%	
合計				31,028,169.85		1,489,923.08		

I 現状と課題

財産と老朽化の状況

土地面積が約3,103万㎡、延床面積が149万㎡と膨大なストックを保有し、用途別では、学校施設と県営住宅が、行政財産全体の約66%(2/3)を占める。

行政財産の用途分類別グラフ

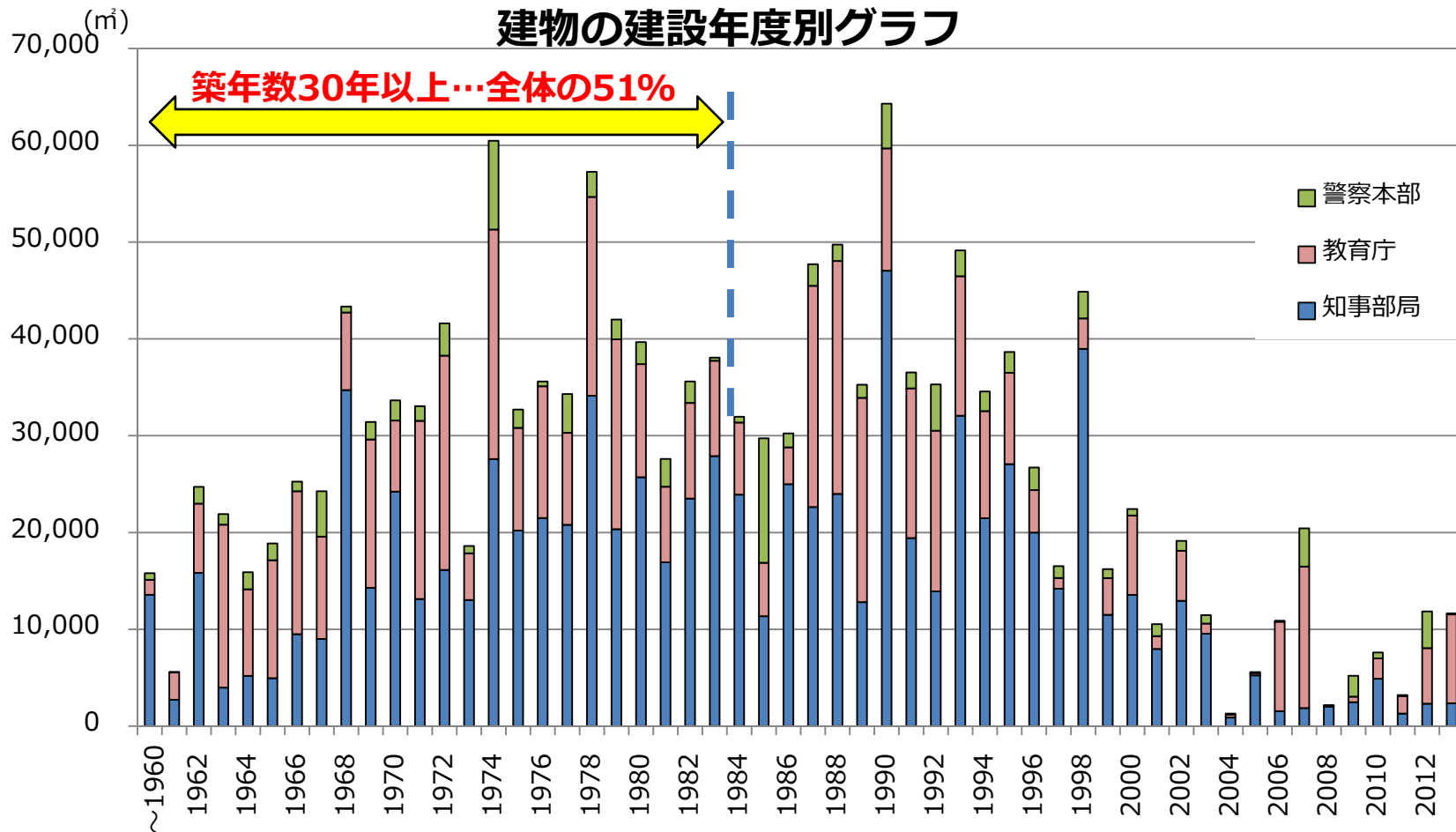


※平成25年度佐賀県公有財産に関する調書よりデータ抽出

I 現状と課題

財産と老朽化の状況

築年数30年以上の建物が全体の約50%に上り、施設の老朽化が問題となると共に、今後、同時期に多くの建物が更新時期を迎える。



I 現状と課題

財産と老朽化の状況

インフラの保有状況

(平成25年度末現在)

施設分野		保有量
道路	舗装	延長 1,646km
	トンネル	15本(NATM工法 8本、在来工法 6本、開削+NATM 1本) 総延長 6,418m
	橋梁	橋長15m以上
橋長15m未満		1,781橋(コンクリート橋 1040橋、鋼橋 44橋、その他 697橋)
河川	34排水機場、5水門	
ダム(河川管理施設)	13ダム(多目的10、治水3)	
海岸	4排水機場、50排水樋管	
砂防	砂防施設(砂防堰堤 475基、床固・床止 37基) 地すべり防止施設 (集水井 国土交通省所管 194基、林野庁所管 57基、農村振興局所管 58基) 急傾斜崩壊防止施設(法枠・擁壁 253施設)	
治山	治山施設(治山ダム 3,449基)	
農業用施設	8ダム(農業用 6ダム、防災 2ダム)	
港湾	9港(重要港湾 2港、地方港湾 7港)	
漁港	5港(第1種漁港 1港、第2種漁港 2港、第3種漁港 2港)	
空港	1空港(滑走路延長 2,000m)	
公園	3公園(広域公園 2箇所、総合公園 1箇所) 1,150施設	
住宅	県営住宅 69団地(6,636戸)	

I 現状と課題

財産と老朽化の状況

1970年代の高度経済成長期に整備された多くの施設が、これから更新時期を迎え、建設後50年を経過する財産が今後、急激に増加する。

インフラの老朽化状況

(建設後50年を経過するインフラの割合)

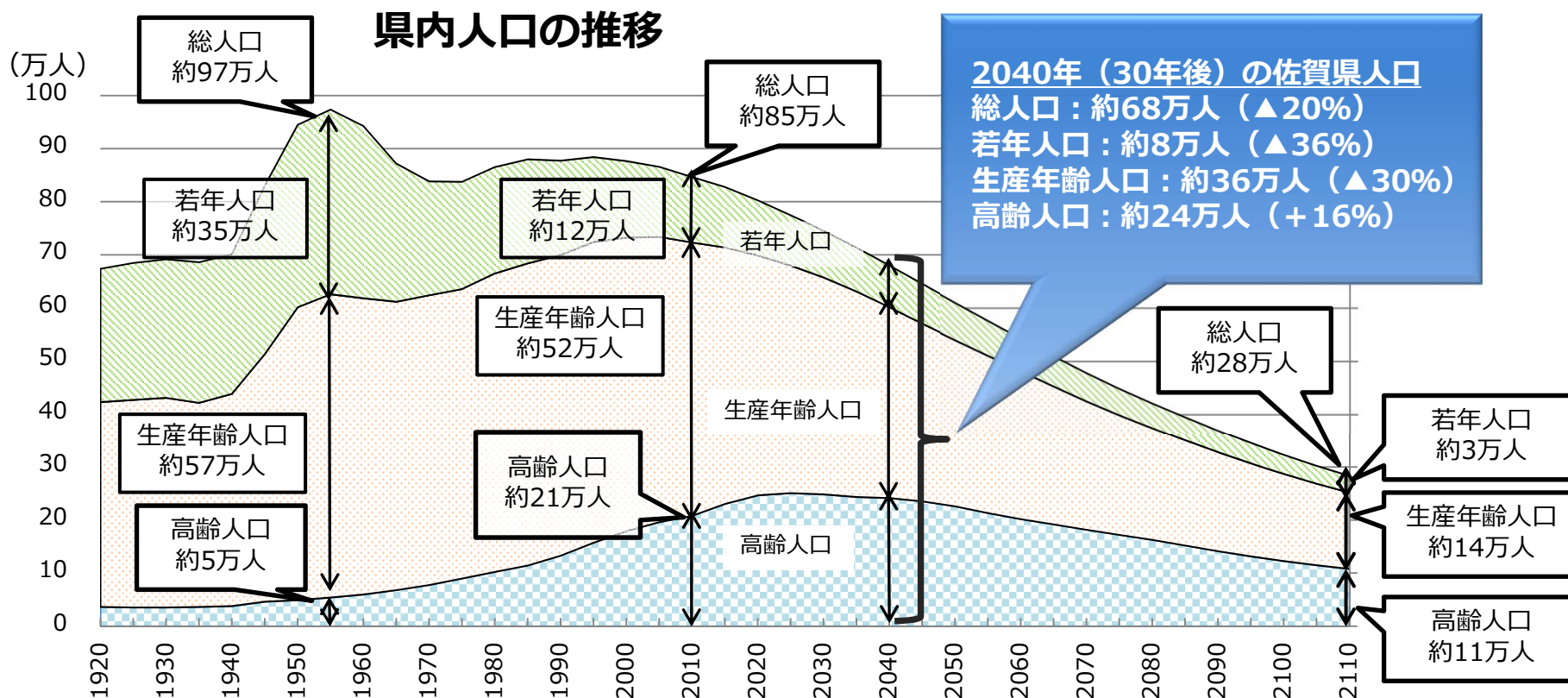
(平成25年度末現在)

		保有量			
		H26年3月末	H36年3月末 (10年後)	H46年3月末 (20年後)	H56年3月末 (30年後)
道路	トンネル	0%	7%	40%	53%
	橋梁	15%	38%	57%	75%
河川	ポンプ	0%	4%	17%	67%
	水門	3%	12%	36%	67%
	ダム	8%	15%	38%	62%
海岸	ポンプ	0%	0%	25%	50%
	排水樋管	12%	36%	62%	74%
砂防		32%	54%	68%	82%
治山		14%	35%	59%	80%
農業用施設		13%	25%	88%	100%
港湾		18%	33%	52%	76%
漁港		4%	12%	37%	71%
空港		0%	0%	0%	0%
公園		2%	11%	14%	18%
住宅		5%	29%	63%	87%

I 現状と課題

将来的な人口減少・人口構造の変化

人口減少や少子高齢化が見込まれることから、今後の公共施設等の利用需要の変化が予想される。



(出典) 「国勢調査(1920(大正9年)～2010(平成22年))」(総務省)
 「日本の地域別将来推計人口(2013年(平成25年)3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所H25.3.27公表)
 (注) 2041年以降は、国立社会保障・人口問題研究所公表資料を基に佐賀県独自試算。

I 現状と課題

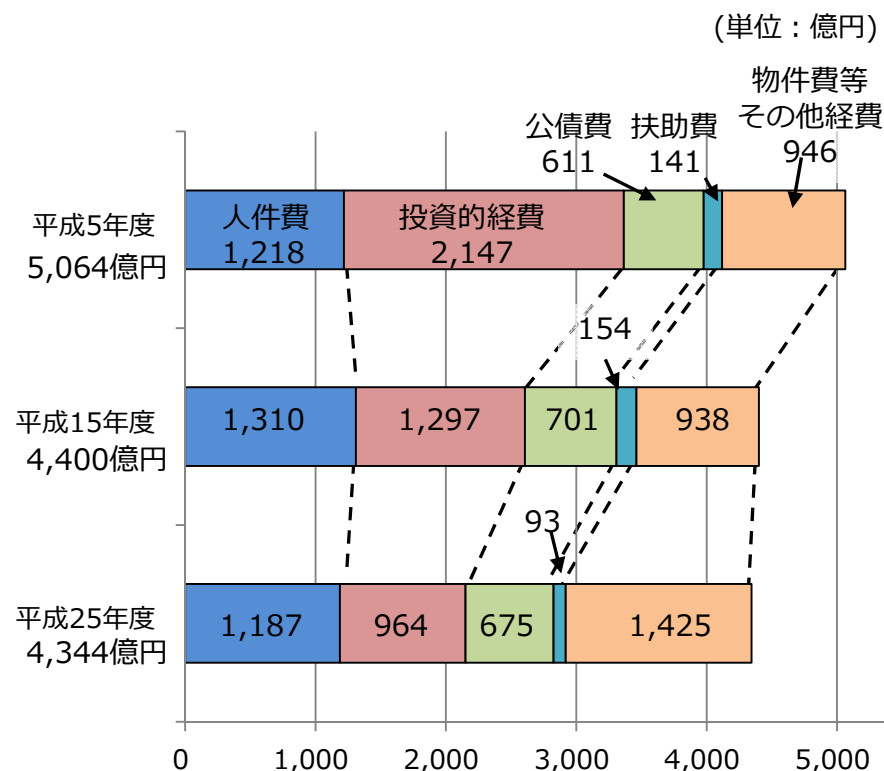
厳しい財政状況

公債費が高い水準にあることや社会保障関係経費の増加により、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

今後の財政収支の見通し

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収支不足額 (A)	△60	△37	△69	△37
決算剰余金・運用利息 (B)	41	41	41	41
基金残高 (前年度末残高+A+B) (平成26年度末残高：175億円)	156	159	131	135

普通会計決算額の推移



マネジメント体制

各本部、施設毎の個別管理運営（総合的・長期的視点の不足）、事後保全を中心とした保全体制となっており統一的な基準等がなく、各本部ごとの非効率な管理運営となっている。

II 基本理念

県政を取り巻く環境の変化

人口減少・少子高齢化社会
(施設需要の変化)

厳しい財政状況

国土強靱化
(防災・老朽化対策)

まちづくり
(公民連携)

県有財産のより効率的・効果的な活用が求められる

10年先の将来の佐賀県の姿を見据え、県有施設を賢く

つかう

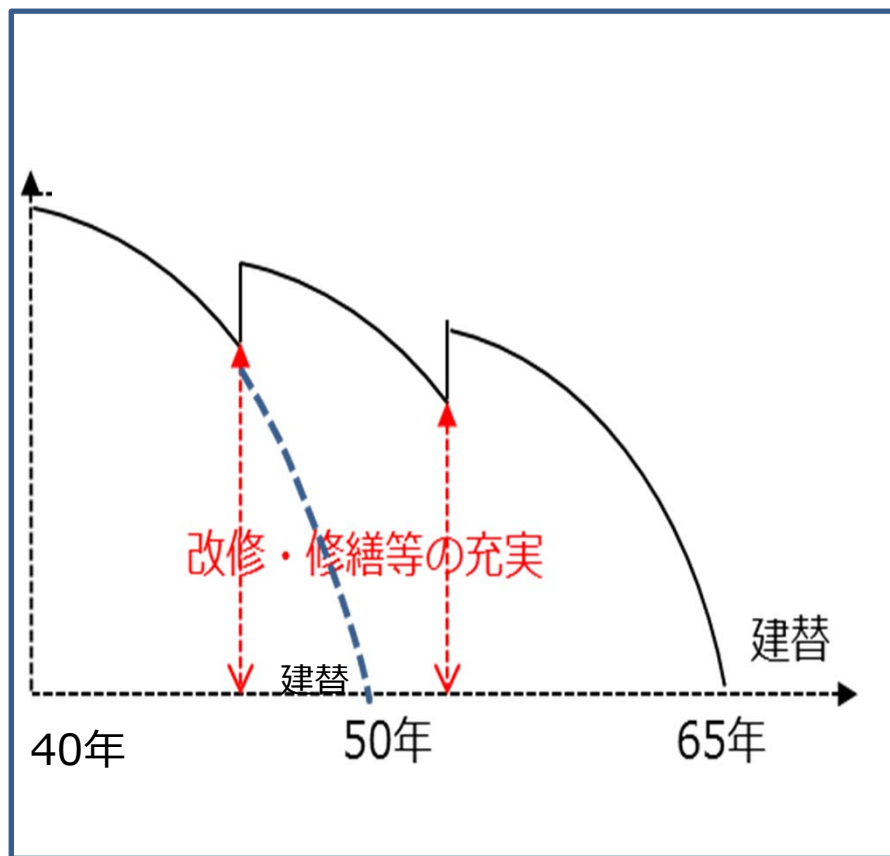
- 施設の適正な維持管理と長寿命化
- 施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化
 - メンテナンスサイクルの構築、予防保全型の維持管理

いかす

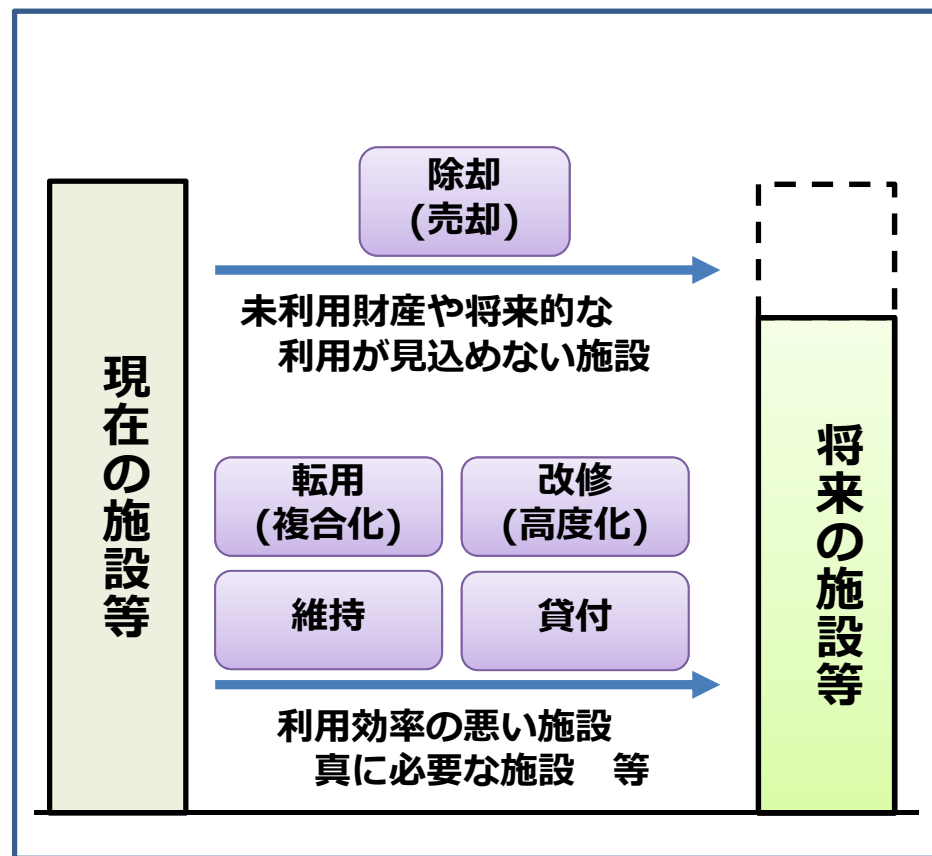
- 量・質・コストの適正化(既存ストックの有効活用)
- 除却(売却)、転用、複合化(高度化)
 - 効率的利活用(民間活力)、歳入確保

II 基本理念

施設の適正な維持管理と長寿命化



量・質・コストの適正化 (既存ストックの有効活用)



Ⅲ 取組の推進方向

○一般財産

計画的保全（施設の長寿命化）

計画的な保全の実施による施設の質(安全性、要求性能)の維持向上、長期使用の実現及び中長期的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

保有総量の適正化

未利用地等の売却や行政機能の集約化等により、一般財産の総量の適正化を図ります。

効率的利活用の推進

既存施設等の更なる有効活用（共同利用、貸付等）等による財政負担の軽減、歳入確保を推進します。

○インフラ

施設毎の取り組みの確実な推進

個別施設計画の策定とこれに基づく維持管理・更新等を実施します。

点検・診断等の結果をふまえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画を策定し、これに基づく維持管理・更新等を実施します。

また、計画には次の取組を盛り込みます。

1. 施設毎のメンテナンスサイクルの構築

点検・診断や、対策を適切に行い、その履歴情報を管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するメンテナンスサイクルの構築を図ります。

2. 予防保全型の維持管理の導入

損傷が軽微な段階で修繕を行う予防保全型の維持管理を導入します。

IV 具体的な取組項目 (一般財産)

計画的保全 (施設の長寿命化)

- ・ 施設の目標使用年数等を定めた長寿命化指針(仮称)の作成
- ・ 施設の異常個所の早期発見、予防保全に努めるための点検、診断等の実施
- ・ 効率的な予算配分を行う仕組みづくりの検討
- ・ 施設の特性に応じた個別施設計画の策定 (教育施設、警察施設)

保有総量の適正化

- ・ 市町のまちづくりの視点にも配慮した施設の集約化や複合化等の検討
- ・ 未利用財産の他の施設への有効活用の検討及び廃止した職員宿舎などの活用計画のない財産の積極的な売却
- ・ 個別再編(再配置)計画 (教育施設、警察施設) に基づく施設の適正配置

効率的利活用の推進

- ・ 機能の集約化によって創出された余裕スペースの有効活用(市町・民間への貸付等)
- ・ 来庁舎への対応環境の向上及び業務効率の向上のためのワークプレイスの見直し (オープンプロア化、共用打合せスペース、集中業務スペースの設置)
- ・ 職員宿舎の共同利用 (知事部局、教育庁、警察本部)

IV 具体的な取組 (インフラ)

管理に関する基本的な考え方

- ・人口減少等の状況を踏まえると、将来的には、保全対象の消滅した防災施設や、利用者が減少して必要性がなくなった施設を廃止（除却）すること等によるインフラストックの削減や、包括的な民間委託の導入、地域コミュニティの協力を得たインフラ管理の推進等による維持管理コスト縮減についての検討する必要があります。
- ・点検・診断業務の一括発注の実施等により、県内市町が抱える人材不足や技術力不足等の課題にも対応していく必要があります。

○維持管理、修繕、更新の実施方針及び統合や廃止の推進方針の考え方

利活用に関する施設

		利用者	
		多い	少ない
施設	健全	現状を維持	転用 高度化・複合化
	老朽	修繕・更新	間引いて修繕・更新 廃止（除却）

防災に関する施設

		保全対象	
		ある	消滅
施設	健全	現状を維持	現状を維持
	老朽	修繕・更新	廃止（除却）

V 推進体制等

全庁的な推進体制の整備

- ・ PDCAサイクルによる取組の進捗状況の評価
- ・ 横断的な担当部署によるマネジメント体制を行うためのFM担当組織の検討
- ・ 庁内外の情報共有及びFMの進捗管理のためのFM推進WG及びFM推進員の設置

未利用財産の利活用・売却等のプロセス

- ・ 「未利用財産の利活用検討の進め方について」に基づく、用途廃止した財産の検討手続

資産情報の一元化

- ・ 新地方公会計制度の整備と併せた固定資産台帳の整備と公開

国や市町との連携

- ・ 国公有財産の最適利用(エリアマネジメント)
- ・ 老朽化対策・インフラ長寿命化ワンストップ窓口等の仕組みの活用

